

第4回鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、  
情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会

1 日 時 令和6年10月10日（木）17時30分～18時35分

2 場 所 鳥取労働局 4階大会議室

3 出席者

【委員】

公益代表委員 石川委員、佐藤委員、中野委員

労働者代表委員 河村委員、内藤委員、森本委員

使用者代表委員 田中委員、谷口委員、西村委員

【事務局】

鳥取労働局 中塚賃金室長、市村賃金室長補佐、久保田賃金指導官

4 議 事

- (1) 発注元及び関係労使からの意見聴取結果について
- (2) 金額審議について
- (3) その他

5 資料目次

- (1) 令和6年度鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正審議に資するための書面による意見聴取結果（発注者）
- (2) 令和6年度鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正審議に資するための書面による意見聴取結果（使用者及び労働者）

6 議事内容

○市村賃金室長補佐 ただ今から第4回鳥取県電子部品鳥取県電子部品・デバイス・電子

回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会を開催いたします。

本専門部会の成立について御報告いたします。現時点で9名全員が出席されております。最低賃金審議会令第6条第6項の規定による定足数を満たしており、本専門部会が有効に成立していることについて御報告申し上げます。

本日の審議会は公開しておりますが、傍聴の希望はございませんでした。

それでは今後の進行を、佐藤部会長にお願いいたします。

○佐藤部会長 それでは、第4回専門部会を始めていきたいと思いますが、まず議事の1番目、発注元及び関係労使からの意見聴取結果について、事務局から説明をお願いします。

[資料説明]

○佐藤部会長 ありがとうございます。では、ただ今、説明をいただいたところでありますが、何か質問等ありますでしょうか。御覧いただいて後ほど質問等ありましたら、その時にまたお願いしたいと思います。

では、引き続きまして、議事の2番目、金額審議についてということで、前回の第3回の専門部会では、使用者側、労働者側から、今回どのように捉えているかということで考え方を示していただいたところでありますが、本日は金額の方を御提示いただきたいと考えております。

まずは、私と河村委員、西村委員との3者で進め方の協議をさせていただきたいと考えております。では、会場の御用意をお願いします。

10分程度休会いたします。

[三者協議]

○佐藤部会長 再開いたします。これから労働者側、使用者側それぞれに分かれて、金額についての協議をしていただきたいと思います。15分程度と考えております。

では、会場の御用意をお願いします。

15分間休会します。

[各側協議]

○佐藤部会長 それでは、再開いたします。

この特定最低賃金については、上限と下限が定められておりますので、上限と下限の金額を教えてくださいよろしいですか。

○中塚賃金室長 上限額の方は、申出書の労働協約上の賃金の最も低い金額が978円ですので、上限は978円になります。下限額ですけれども、県最賃よりも高い金額という

こととなりますので、958円となります。

○佐藤部会長 ありがとうございます。では、その間の金額で御提示をしていただくこととなります。

では、労働者側から金額の御提示をお願いいたします。

○内藤委員 それでは金額提示させていただきたいと思います。金額としては978円、協定の最低額を提示させていただきます。

背景としては、労働者が最低限の生活を営むのに必要な賃金水準、連合が独自に試算をしていますリビングウエイジ2024を見ると、鳥取県は自動車保有で1440円の時給です。非保有で1120円となっております。電機連合の2024闘争において賃上げが図られましたが、産別の最低賃金水準である18万4,000円を時間あたりに換算すると1,190円となります。鳥取県のリビングウエイジ自動車非保有を超えてはいます。他方で、鳥取県においては自動車保有が、生活又経済を支えているという実態があります。こういった中で、電機産業としても今後、生活改善に寄与する賃金水準への改善を目指した引上げを求めていくことが重要になると考えての提示となります。以上です。

○佐藤部会長 ありがとうございます。では、労働者側の御提示が978円ということですね。では、使用者側お願いいたします。

○西村委員 2021年以降、労使間の申し合わせで、地域別最低賃金プラス10円となるように、毎年1円ずつ、積み上げていく方式で対応してまいっておりますが、この方式を踏襲すると、今年度の出来上がりは964円というところですが、近年の急激な地域別最低賃金の上昇に対応できない事業先があるということも懸念されることから、使用者側の提示額は958円。現状906円から52円アップで約5.74%のアップとしたいと考えております。提示額の根拠ですけれども、使用者側が考える賃上げの根拠というのは物価上昇に伴う貨幣価値低下への補填ということで、実質的な賃金減少への対応というものが目的だと考えております。

特に、より生活実態に近い、頻繁に購入する品目の消費者物価指数が、平均5.4%上昇ということ、これを、指標とした場合でも上乗せ額は906円かける5.4%ということで、約49円という計算になります。

特定最低賃金を審議する際の指標となる地域別最低賃金について、地域間格差是正の観点で、鳥取県が中央の示した目安額より高額で結審する状況がずっと継続しているのですけれども、近年中央の目安額が大幅に上昇していることに加えて、上乗せ額は2年連続

で、目安に対する上乗せがプラス7円ということで、これは全国的にもトップクラスの上乗せ額ですし、出来上がりの957円というのはCクラス13県の中で単独1位の金額になっています。今後も多分この傾向が継続するということは予想されますし、上乗せ額についても予断を許さない状況でありますので、使用者側へのセーフティネットも考慮し、賃上げによる使用者への負荷を最小限にとどめることを目的として、特定最低賃金の下限値である958円、これを提示させていただきたいと思います。使用者側としても、申し合わせを撤回することは非常に遺憾ですけれども、申し合わせのスタート時の前年度比較の上昇額というのが16円上がったというところからスタートしているのですけれども、その翌年が34円、その翌年が57円ということで、2倍3倍のスピードで上昇しているという背景もございますし、企業努力だけではもう吸収しきれない事態に至っているという認識でございます。以上です。

○佐藤部会長 ありがとうございます。

では使用者側は958円という御提示ですね。他の労働者側、使用者側委員の方で何か御意見等されたい方とかいらっしゃいますでしょうか。

(なし)

○佐藤部会長 労働者側が978円、使用者側が958円ということで、現時点で20円という大きな開きがあります。ですから、もう一度、私と河村委員と、西村委員との間で、協議させていただきたいと考えております。では、会場の準備をお願いします。

10分程度、休会したいと思います。

[三者協議]

○佐藤部会長 再開します。

現時点でやはり20円差ということで、非常に大きいということですので、一度この金額を持ち帰っていただいて、今後、歩み寄れるかどうかというのを考えてきていただきたいと思います。地域別最低賃金とは異なりまして、特定最低賃金は労使で話し合っただいて、全会一致にさせていただくというのが一番綺麗な形ですので、なるべくそうなるように、次回までに考えてきていただけたらと思います。

では、議事の3番目のその他について、事務局からお願いします。

○市村賃金室長補佐 それでは、次回、第5回専門部会は、10月16日水曜日、午後5時30分から本日と同じ会場で開催いたします。続きまして、第6回専門部会は、10月18日金曜日、午後5時30分から本日と同じ会場での開催となります。よろしくお願

します。

○佐藤部会長 ありがとうございます。では、本日予定した議事が終了しましたが、先ほどの資料説明等もありましたので、何か御質問とか御意見とかありますか。

(なし)

○佐藤部会長 では、そのような予定でよろしくをお願いします。

我々としては10月18日の金曜日には全会一致で結審したいということになります。もし結審できない場合は、専門部会としてはもうこれが最後ということで、次は本審となってしまうので、できればこの日に全会一致したいということで、本日それぞれが提示した金額を持ち帰って、今後の審議の方法等を考えてきていただければと思います。

では、これにて終了したいと思います。本日も長時間ありがとうございました。